○総務省令第二十二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）及び元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

総務大臣　石田　真敏

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令（平成二十七年総務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **別記様式第一**（第八条関係）<br>再就職者から法令等違反行為の要求又は依頼を受けた場合の届出<br>（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の６関連）<br><br>年　月　日<br><br>中期目標管理法人の長　あて<br><br>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の６の規定に基づき、下記のとおり届出をします。<br>この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。<br>1　届出者<br>（ふりがな）<br>氏名 ／ 中期目標管理法人における地位<br>2　法令等違反行為の要求又は依頼をした再就職者の氏名等<br>（ふりがな）<br>氏名 ／ 法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時　年　月　日　時<br>勤務先営利企業等の名称 ／ 勤務先営利企業等における再就職者の地位<br>3　法令等違反行為の要求又は依頼の内容<br><br>**別記様式第二**（第九条第一項関係）<br>在職中に再就職の約束をした場合の届出<br>（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）<br><br>年　月　日 | **別記様式第一**（第八条関係）<br>再就職者から法令等違反行為の要求又は依頼を受けた場合の届出<br>（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の６関連）<br><br>平成　年　月　日<br><br>中期目標管理法人の長　あて<br><br>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の６の規定に基づき、下記のとおり届出をします。<br>この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。<br>1　届出者<br>（ふりがな）<br>氏名 ／ 中期目標管理法人における地位<br>2　法令等違反行為の要求又は依頼をした再就職者の氏名等<br>（ふりがな）<br>氏名 ／ 法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時　平成　年　月　日　時<br>勤務先営利企業等の名称 ／ 勤務先営利企業等における再就職者の地位<br>3　法令等違反行為の要求又は依頼の内容<br><br>**別記様式第二**（第九条第一項関係）<br>在職中に再就職の約束をした場合の届出<br>（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の７第１項関連）<br><br>平成　年　月　日 |